

## 土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の理念に基づき、互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ 互いを人生のパートナー又は家族として尊重し、協力し合う関係をいう。
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップ登録 市長がパートナーシップ・ファミリーシップである個人について、申請により、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿（以下「登録簿」という。）に登録をすることをいう。

### (登録対象者)

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）登録対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年であること。
- (2) 本市の住民基本台帳に記録されている（本市への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となったものを除く。

### (提出書類)

第4条 パートナーシップ等の登録を受けようとする者は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請をしようとする者の一方又は双方が自ら申請書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。また、本市の公簿により確認できるときは、同意書（様式第2号）の提出をもって、この当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 住民票の写し（届出日前から3か月以内に発行されたものに限る。本市への転入を予定している場合にあつては、この事実が確認できる書類）
  - (2) 戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書、独身証明書、婚姻要件具備証明書その他の現に婚姻をしていないことを証明する書類（届出日前から3か月以内に発行されたものに限る。）
- 2 市長は、前項の規定により申請書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの掲示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) パスポート
- (3) 運転免許証

(4) そのほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、申請をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第5条 申請をしようとする者は、性別違和等で市長が特に理由があると認める場合は、申請書において通称名を使用することができる。

(登録証明書等の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により申請がなされた場合において、当該申請をした者が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)及び土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード(様式第4号。以下「カード」という。)を当該申請をしたものに交付するものとする。

(子に関する記載)

第7条 前条の規定により登録証及びカードの交付を受ける者(以下「登録者」という。)の一方又は双方と共に暮らす未成年の子ども(以下「子」という。)がいる場合であつて、当該登録者が登録証及びカードに当該子との関係性の記載を希望するときは、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度に係る子に関する登録申請書(様式第5号)に、登録者と当該子の関係を確認できる書類、年齢及び同居の事実が確認できる書類を添えて市長に提出するものとする。

(登録証の再交付)

第8条 登録者は、当該登録証又はカードを紛失し、き損し、汚損し又は改姓し、若しくは改名したときその他当該登録証又はカードの再交付を必要とするときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)により、登録証又はカード、もしくはその両方の再交付を申請することができる。

2 市長は、再交付申請書の提出を受けたときは、登録証又はカードを再交付するものとする。

(登録証の返還)

第9条 登録者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届(様式第7号。以下「返還届」という。)に登録証及びカードを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、(2)による場合は死亡した方のカードのみを返還することとする。

(1) 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合

(2) 登録者の一方が死亡した場合

(3) 登録者の一方又は双方が本市外に転出した場合(一時的な場合を除く。)

(4) 第3条第3号に該当しなくなった場合

(登録証の取消し)

第10条 市長は、登録者が虚偽その他の不正な方法により登録証及びカードの交付を受けたことが判明したとき、又は交付を受けた登録証及びカードを不正に使用したことが判明した

ときは、登録証の証明を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録証の証明を取り消した場合は、第6条の規定により交付した登録証及びカードの返還を求めるものとする。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

土佐清水市パートナーシップ登録申請書

年 月 日

土佐清水市長 様

私たちは、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、パートナーシップ登録を申請します。また、裏面の土佐清水市パートナーシップ登録に関する確認により記載の内容が事実と相違ないことを確認します。

| 登録希望日 |        | 年 月 日 |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 申請者   | フリガナ   |       |       |
|       | 氏名（自署） |       |       |
|       | フリガナ   |       |       |
|       | 通称名※   |       |       |
|       | 住所     |       |       |
|       | 生年月日   | 年 月 日 | 年 月 日 |
|       | 電話番号   |       |       |
| 代筆者   | 氏名（自署） |       |       |
|       | 住所     |       |       |

※通称名の登録を希望する場合のみ記載してください。

土佐清水市パートナーシップ登録に関する確認

・該当する□に「✓」を入れてください。(①～③についてはいずれかに)

| 項 目   | 回 答  |
|---|--|
| ①双方が本市に住所を有している。  | □左記に該当します。   |
| ②一方が本市に住所を有し、一方が市内へ転入を予定している。                                   | □左記に該当します。<br>(転入予定日           年    月    日予定)  |
| ③双方が本市に転入を予定している。   | □左記に該当します。<br><br>該当者名 _____<br>(転入予定日           年    月    日予定)<br><br>該当者名 _____<br>(転入予定日           年    月    日予定) |
| 双方に配偶者がいないこと（事実婚を含む）及び登録者以外の者とパートナーシップ・ファミリーシップの関係にないこと。        | □左記に該当します。<br><br>□左記に該当しません。  |
| 登録者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族をいう）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。 | □左記に該当します。<br><br>□左記に該当しません。  |

様式第2号（第4条関係）

## 同 意 書

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録を申請するにあたり，土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第3条，第7条に定める登録対象者の資格要件を確認するため及び転居等変更が生じた場合，世帯全員の住民基本台帳，戸籍に関し必要な事項について，市職員が調査することに同意します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

※個人情報 は 厳重に 管理し，本登録制度以外の目的に使用しません。

様式第3号（第6条関係）

登録第 号  
登録年月日 年 月 日

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証

氏名 \_\_\_\_\_ 様      氏名 \_\_\_\_\_ 様  
(生年月日) 年 月 日生      (生年月日) 年 月 日生

上記2名の者は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ登録されたことを証明します。

年 月 日

土佐清水市長

印

**注意事項**

- 1 この登録証は、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 登録者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
  - (1) 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合
  - (2) 登録者の一方が死亡した場合
  - (3) 登録者の一方又は双方が本市外に転出した場合（一時的な場合を除く）
  - (4) 登録者のいずれか一方が婚姻もしくは他の者とパートナーシップ・ファミリーシップを有することとなったとき
- 3 上記2（1）から（4）のいずれかに該当した場合には、この登録証及び登録証カードを市長に返還すること。ただし、（2）による場合はお亡くなりになった方の登録証カードのみを返還する。

**特記事項**

- ・通称名を登録している場合について  
以下に戸籍上の名前（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名 \_\_\_\_\_ (戸籍上の名前)

通称名 \_\_\_\_\_ (戸籍上の名前)

- ・ファミリーシップ制度に子どもを登録した場合について  
以下に子どもの氏名を記載します。

子どもの氏名 \_\_\_\_\_  
( 年 月 日生)

子どもの氏名 \_\_\_\_\_  
( 年 月 日生)

---

---

---

---



様式第4号（第6条関係）

（表面）

|  |          |
|--|----------|
| <b>パートナーシップ・ファミリーシップ登録証カード</b>   |          |
| 土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップの登録の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの登録をされたことを証明します。 |          |
| 登録日  | 年 月 日    |
| 氏名 _____   | 氏名 _____ |
|  | 年 月 日    |
|  | 土佐清水市長   |

（裏面）

|  |           |
|--|-----------|
| 土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ制度は、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを市に登録したお二人に、登録証を交付する制度です。 |           |
| この登録証の掲示を受けた皆様には、制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。                                      |           |
| 特記事項   |           |
| 戸籍上の氏名 _____   |           |
| ( 年 月 日生)  | ( 年 月 日生) |
| 子どもの氏名 _____   |           |
| ( 年 月 日生)  | ( 年 月 日生) |

※原寸大

備考

- 1 通称名で登録証を交付した場合には戸籍上の氏名及び生年月日を、また、子に関する届出書を提出した場合は子の氏名及び生年月日を裏面特記事項に記載する。
- 2 登録証を再交付した場合には、特記事項欄に再交付年月日に記載する。

様式第5号（第7条関係）

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録制度に係る  
子に関する登録申請書（ファミリーシップ）

年 月 日

土佐清水市長 様

私たちは、下記の子を含めて家族としての思いを持つ関係であることに同意し、届出します。

|                                   | 子         |   | 子                           |   |
|-----------------------------------|-----------|---|-----------------------------|---|
| (フリガナ)<br>氏 名<br>通称名の場合<br>戸籍上の氏名 | 氏         | 名 | 氏                           | 名 |
|                                   |           |   |                             |   |
|                                   | 年 月 日     |   | 年 月 日                       |   |
| 住 所                               |           |   | <input type="checkbox"/> 同左 |   |
|                                   |           |   |                             |   |
|                                   | 番地<br>番 号 |   | 番地<br>番 号                   |   |

住所 同上 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(※上記と異なる場合のみ記入)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

様式第 6 号 (第 8 条関係)

土佐清水市長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ登録証等再交付申請書

年 月 日付で交付されましたパートナーシップ・ファミリー  
シップ登録証の再交付を受けたいので、土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の  
取扱いに関する要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

再交付を希望する登録証 (希望するものいずれか、もしくは両方に「✓」を入れてください。)

登録証  カード

再交付を希望する理由 (いずれかに「✓」を入れてください。)

紛失  破損  その他 ( )

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(※上記住所と異なる場合のみ記入)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

様式第 7 号（第 9 条関係）

土佐清水市長 様

パートナーシップ・ファミリーシップ登録証返還届

土佐清水市パートナーシップ・ファミリーシップ登録の取扱いに関する要綱第 9 条の規定により、登録証を返還します。

返還の理由（いずれかに「✓」を入れてください。）

- 登録者の意思によりパートナーシップ・ファミリーシップが解消された場合。
- 登録者の一方が死亡した場合。※お亡くなりになった方の携帯カードのみ返還してください。
- 登録者の一方又は双方が本市外に転出した場合。
- 登録者のいずれか一方が婚姻もしくは他の者とパートナーシップを有することになった場合。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（※上記住所と異なる場合のみ記入）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

（代筆者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_